第明治三十五種郵便物認可日

平成２１年（フ）第１７８４号
横浜市南区大岡２丁目８番16―105号
債務者　前原　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８号
秋田県大仙市協和船岡字合貝12番地17　合貝市営住宅Ａ－８
債務者　渡邊百美子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第４０３号
栃木県宇都宮市鶴田町1704番地19　ラスリーズ103、前住所栃木県宇都宮市東浦町６番５号　パレグランス202
債務者　鈴木　俊哉
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２７号
栃木県宇都宮市星が丘１丁目８番５号　コーポ星野101、住民票上の住所栃木県下野市小金井３丁目10番地13
債務者　白石　理絵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５４号
栃木県宇都宮市若松原２丁目15番７号
債務者　伊藤　和恵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８８号
岡山市北区丸の内２丁目５番21号
債務者　河野　佳生
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８９号
岡山市北区丸の内２丁目５番21号
債務者　河野　順子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９５号
岡山市北区船頭町74番地
債務者　近本　愛子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０１号
岡山県倉敷市児島上の町２丁目10番55号　マリッチ岡201
債務者　長濱真由美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７７号
青森市金沢５丁目９番17号
債務者　根本　幸治
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
山口県下松市美里町４丁目３番16号セジュール慶万Ｂ―102、旧住所山口県防府市東仁井令町14番８号
債務者　日高　一幸
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１１６号
山口県下松市美里町４丁目３番16号セジュール慶万Ｂ―102、旧住所山口県防府市東仁井令町14番８号
債務者　日高旡津子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１１７号
山口県下松市美里町４丁目３番16号セジュール慶万Ｂ―102、旧住所山口県防府市東仁井令町14番８号
債務者　日高　優理
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６４１号
東京都葛飾区鎌倉１丁目７番１―302号
債務者　吉原ハツ江
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６６７号
東京都品川区戸越５丁目10番22号大越ビル305
債務者　小林　慶一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部